

LPガス供給における無償配管の独禁法上の問題点

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 渡辺, 昭成 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008853

LPガス供給における無償配管の独禁法上の問題点

渡 辺 昭 成

I 本稿の目的

本稿の目的は、LPガスを住宅等に供給する際に、LPガス販売業界において広く行われている無償配管の独禁法上の問題点を検討することにある。

無償配管とは、明確な定義はないが、「LPガス販売業者が、建築業者等に対して無償で住宅のLPガス配管工事を行い、当該建築業者から住宅購入者の紹介を受け、その住宅購入者とLPガス供給契約を締結するという慣行」¹やLPガス販売業者が「住宅の配管を建築業者や不動産業者に対し無償で行うことにより、住宅への入居者に対して継続的な取引を確保しようとする慣行」²とされている。LPガス販売業者は、建売住宅や注文住宅が購入者に引き渡される前に、建築業者等の許可を得て、当該住宅にLPガス供給に必要な設備（供給設備、消費設備³、給湯器）を自らの費用で設置し、引渡し後に住宅購入者等とLPガス供給契

1 平成16年12月14日さいたま地裁判決、判例集未搭載。この判例は、後述する平成18年4月13日東京高裁判決、判例時報1928号42頁の原審である。

2 公正取引委員会平成11年6月25日「LPガス販売業における取引慣行に関する実態報告書の概要」3頁

3 通常、LPガス供給設備とはLPガス容器からLPガスメーター出口までの設備（LPガス容器、調整器、供給管、LPガスメーター等）を指し、LPガス消費設備とはLPガスメーター出口からガスレンジ、給湯器等の燃焼器までの設備（配管等）を指す。

約を締結している。LPガス販売業者は、住宅建設の際にあらかじめ住宅購入者等に許可を得て、当該設備を設置している場合もあるが、多くの場合、建築業者等から依頼を受け、ないし、自ら積極的に、建築業者等は無償での配管を行い、住宅購入者等は住宅引渡し後に初めて当該LPガス販売業者と接触し、LPガス供給契約を締結している。

この無償配管に伴って生じる問題は、LPガス供給設備、消費設備、給湯器につき、誰がそれらの所有権を持つかということである。LPガス供給に際して、LPガス販売業者と住宅購入者等との間で締結される契約には、LPガス供給設備および消費設備(以下、両設備)、給湯器はLPガス販売業者の所有であり、耐用年数および減価償却期間の間に解約した場合には、所定の残存価格を売買代金として両設備を買い取る旨の条項等が含まれている。そのため、既存のLPガス販売業者との契約を解約し、住宅購入者等が値段の安さ等からLPガス販売業者を変更する、ないし都市ガス業者、電力会社と新たな契約を締結する際に、既契約者であるLPガス販売業者は当該条項を理由に残存価格を請求することとなる。

しかし、多くの場合、住宅購入者等は両設備ないし給湯器がLPガス販売業者所有の設備であることを認識しておらず、住宅購入とともにその所有権を取得していると考えているために、当該請求を行うLPガス販売業者との間に紛争が生ずる。その際、LPガス販売業者は、当該条項を理由に両設備ないし給湯器は自らに所有権があり、当該条項は停止条件付売買契約ないし利害調整合意を意味すると主張する。それに対して住宅購入者等は、両設備ないし給湯器は住宅に付合しており、LPガス販売業者は無権原でそれらを付合させたため所有権は存在せず、停止条件付売買契約ないし利害調整合意は錯誤を理由に無効であると主張する。

この種の紛争は、公表された判例は少ないが全国各地で発生している。

その結果、消費者たる住宅購入者等は、LPガス販売業者を変更することが妨げられる例が見受けられる。本稿では、入手することができた判例をもとに、まずは民法上の当該契約の成立の有無に関する考え方についてみることにする。その際に問題となるのは、両設備は建物に付合しているか否か、また、当該契約条項の効力をいかに考えるかということである。ただし、この問題は筆者の能力を超える問題であり、判例に現れた考え方、論点を整理するに留まる。次に、この分析をもとに、無償配管に伴う独禁法上の問題点、消費者契約法上の問題点を検討する。独禁法上の問題点については、既に判例評釈として一部検討を行った⁴が、LPガス販売業者対消費者の関係のみではなく、建築業者等に対し「無償で配管させられている」LPガス販売業者対建築業者等の関係にも言及して独禁法上の問題点を検討することとする。

II 無償配管の民法上の問題点

以下では、無償配管の様々な態様およびそれぞれについての民法上の問題点について分析を行うこととする。その方法として、第一にひとつの事件に関する対照的な地裁判決と高裁判決を概観し、無償配管の実態およびそれに関する裁判所の考え方を踏まえた上で、分析を行うこととする。

1. 無償配管に伴う設備費用等請求事件⁵

(1) 事実の概要

一般消費者であるY1等は、訴外Bの仲介により訴外Aから土地および

4 拙稿「LPガス供給契約の解除における設備費用等請求事件」ジュリスト1330号150頁

5 上記、平成16年12月14日さいたま地裁判決、平成18年4月13日東京高裁判決

び建物(以下、当該物件)を購入した。その際Y1は、宅地建物取引業法35条1項に基づき重要事項についての説明を受け、重要事項説明書の交付を受けた。当該重要事項説明書には、「4. 飲料水・電気及びガスの供給並びに排水施設の整備状況」の「ガス」の「供給先等」という欄には、「2. プロパン」に丸印が付され、「施設整備の特別負担金等の有無」という欄には「無」に丸印が付され、「摘要」の欄には「上記の施設は建物引渡時まで利用できるものを示す。」にチェックがつけられている。重要事項説明書には排水施設については費用の負担に関する表示はあるが、両設備ないし給湯器の所有権の所在、金銭的負担に関する記載はない。

LPガス販売業者であるXは、LPガス供給契約が締結される前である平成13年12月21日より前に、訴外Aより依頼を受け、両設備ならびに給湯器を当該物件に設置した。この工事に伴う費用は、無償配管慣行により、Xが負担した。供給設備は、その一部が地中に埋設され、建物の壁内や床下に敷設され、建物の基礎、柱などに支持金具で固定されている。また、給湯器も建物の壁に支持金具で固定され、消費設備と接続されている。

平成13年12月17日、Y1は訴外Aから、当該物件の引渡しを受けた。その後、12月21日にXの社員がY1を訪れ、Y1との間でLPガス供給契約を締結した。両設備について、「液化石油ガス設備貸借契約書」には、Y1宅に設置された両設備は、Xが所有し、XがY1に対しこれらを貸与するものであること、Y1がLPガスの供給契約を両設備の耐用年数および減価償却期間である15年の間に解約した場合には、所定の残存価格を売買代金としてこれらの設備を買い取る旨が記載されていた。給湯器については「ガス器具貸与に関する覚書」に所有権に関する明文の規定は存在しないが、同様に耐用年数および減価償却期間である10年の間に解約した場合には、所定の残存価格を支払う旨が記載されていた

(以下、両条項を当該条項という)。

Y 1 は、その後上記契約に基づき X より L P ガスの供給を受けていたが、平成15年2月26日に、当該契約を解約する旨の意思表示を行った。

(2) さいたま地裁判決

①両設備および給湯器の建物への付合

当該物件に設置された両設備は、その一部が地中に埋設され、建物の壁内や床下に敷設されて、建物の基礎、柱、壁などに支持金具で固定されており、また、給湯器も、建物の壁に支持金具で固定されており、これらを建物から分離するには建物の一部を損壊しなければいけないこと、また両設備は Y 1 所有建物に必要不可欠なものである一方、建物から分離した後の L P ガス設備にはほとんど価値がないこと、Y 1 は給湯器をその所有物件に必要なものとしてその設置を想定していたことが認められる。したがって、両設備および給湯器は物理的にも社会経済的にも当該物件に付合しているものと言える。

このように建物に付合している両設備および給湯器は、これを売買の対象から除外する旨の明示の特約がない限り、建物と一体として売買の目的物になる。また、無償配管慣行は一般消費者の常識ではない。

また、訴外 B から交付された重要事項説明書には、両設備および給湯器の所有権が X に所在することを示す記載や金銭的負担をしなければならないことを示す記載はない。

したがって、Y 1 は訴外 A との間の住宅供給契約により両設備および給湯器の所有権を有償取得したものと認められる。

②当該条項の効力

X が主張するところの当該条項を停止条件付売買契約であるとするところについて、X に両設備ならびに給湯器の所有権が留保されていることを前提とするものであり、Y 1 には、売買の目的物の所在という法律行為の要素に錯誤があり、また、X は Y 1 にそれらの所有権が帰属してい

るにもかかわらず、所有権がXに留保している旨を説明しているのであり、Y1が錯誤に陥ったことについて重過失は存在しない。したがって、当該条項は停止条件付売買契約としては錯誤により無効である。

また、当該条項を利害調整合意であるとする点について、付合に基づく民法248条に基づく請求の前提とする不当利得の存在につき、Y1は両設備および給湯器の所有権を有償取得しており、不当利得はなく、また、その認識も存在していないため、利害調整合意は成立していない。

(3) 東京高裁判決

東京高裁判決は、上記の事実認定に加えて次の認定を行った。それは、Y1が訴外Aと締結した当該物件の売買契約書には、特約条項として、「LPガスについては、売買代金にガス供給消費設備は含まれていない為、当社指定ガス供給業者との無償貸与契約書を締結していただきます。」と明記されていたことである。この事実認定が、以下で述べる高裁の判断にいかなる影響を与えたか明らかではないが、高裁は地裁とまったく異なる判断を行っている。

①両設備および給湯器の建物への付合

少なくともLPガス消費設備について、その設置状況およびその設置費用が、Y1等の間で差はあるが、約5万円ないし12万円であったことを考えると、その撤去、復旧は物理的に不可能ではないとはいえ、これを行うことは社会経済上相当程度不利益であるというべきであり、したがって、消費設備はY1の自宅に付合しているものといわざるを得ないから、Y1は既にその所有権を取得している。

しかし、本件給湯器は、建物の壁に支持金具で固定されており、ガス配管に接続されているとはいい得るものの、本来耐用年数の経過等により交換することが予定されているものであり、本件においても、物理的に建物から給湯器を分離するのに建物の一部を損壊しなければならないものではないことは明らかといわざるを得ないから、本件給湯器は物理

的にも社会経済的にも、当該物件に付合しているものとはいい難い。

②当該契約条項の効力

後述する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、液石法）の趣旨をあわせて考えると、当該条項は企業会計上の処理を受けて法技術的にそのように表現されたにすぎないものである。

Xは、Aから依頼を受け、Y1の自宅となるべき当該物件にXが費用を負担して両設備を設置し、もってY1がこれを使用することができるようにしたものである。また、原価償却耐用年数を15年とし、資産耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）の規定に従い、その期間のすべてにわたって定率法によって計算した額を費用として配分することとし、LPガス供給契約が存続する限りではY1が無償で両設備を使用することができることとして、Y1に費用の負担を求めず、この期間が経過すればY1の負担分は消滅し、これらを取得することとなる。しかし、この期間が経過する前に供給契約がY1により解除された場合には、未経過耐用年数についてはXが減価償却の処理をすることにより両設備の設置費用等を回収するということができなくなるため、解除の時点における両設備の残存価格相当額をY1に負担してもらうこととし、その負担額は両設備の設置費用などを基準価格とし、経過年数に対応して定率法によって各期の原価償却費を算定して、これらの累積額を基準価格から控除した残存価格をもって算定することとしたものである。以上の理由から、本件合意は、上記の耐用年数の全期間が経過する前に供給契約が解除された場合には、両設備をY1に帰属する資産として現状のまま残置しつつ、解除の時点における両設備の残存価格相当額をY1が負担することを実質ないし骨子とする合意を締結すべく、Y1に対し、本件契約書をもって、合意の締結を申込、Y1がなんら異議を述べることなく、本件契約書に書名捺印して受領したことにより、XとY1の間においてそれぞれ上記の内容を実質ないし骨子とする合意が締結されたもの

というべきである。

また、液石法14条及び同法施行規則13条の後記の趣旨を併せて考えれば、Xは、訴外Aから依頼を受けて、Y1の自宅となるべき住宅に自ら費用を負担して両設備を設置し、訴外Aから当該物件を取得したY1がこれらを実償で使用することができるようにし、これらの耐用年数の全期間が経過すれば、Y1の設置費用等の負担分は消滅し、Y1が確定的にこれらを取得することとするが、上記の耐用年数の全期間が経過する前にLPガス供給契約がY1によって解除された場合には、これらをXに帰属する資産として現状のまま残置しつつ、解除の時点におけるこれらの残存価格相当額をY1が負担することとすることを実質ないし骨子とする合意を締結すべく、Y1に対し本件契約書をもって、合意の締結を申し込み、Y1が何ら異議を述べることなく、本件契約書に署名押印して受領したことにより、XとY1との間においてそれぞれ上記の内容を実質ないし骨子とする合意が締結されている。

また、液石法14条、同施行規則13条は、同施行規則16条とともに、都市ガスの供給施設が整備されていない地域では、一般家庭にLPガスを供給すべき必要性、公共性が大であるのに、住宅に両設備を設置する費用は一般消費者が負担するには決して少額ではなく、これを一般消費者が負担しない限りLPガスを供給することができないのは酷な場合があることから、LPガス供給設備についてはその物理的性状、独立性、機能、経済的意義、汎用性にかんがみ、LPガス販売業者の有形固定資産であるとしてLPガス販売事業者が原則としてその費用を負担することとし、他方、LPガス消費設備については、住宅内に設置され、当該住宅の建物との一体性、定着性が強度であることから一般消費者がその設置費用を負担して所有権を取得することを原則としつつも、実情に応じて、LPガス販売事業者が一般消費者からその設置費用を徴収せず、企業会計上LPガス販売事業者の有形固定資産所有資産として減価償却す

ることによりその負担を解消することを容認し、このような選択をすることを可能にするための仕組みが関係法令の立案制定により考案されたものと解することができ、このような法制は少なくとも上述した限度において合理性がある。

したがって、両設備契約は、この法制を前提に締結されるに至ったものと解するのが相当であり、両設備を買い取る旨の合意については、両設備が建物に付合するか否かにかかわらず、すなわち、合意の時点において、両設備の所有権が法的にY1に帰属しているか否かにかかわらず、利益調整合意として有効に成立している。

また、給湯器契約の内容には、本件「覚書」の記載内容はともかくとして、実質的には、利益調整に係る合意のみではなく、合意成立の時点においてXに帰属していた本件給湯器の所有権について、給湯器の耐用年数の経過前にLPガス供給契約が解除されることを停止条件としてY1に移転するという合意、すなわち、本件給湯器についての停止条件付売買契約が含まれている。

2. 両判決の相違点および同様の事例における裁判所の判断

(1) 両設備および給湯器の建物への付合

上記地裁判決は、両設備についてその設置状況から物理的に、また、社会経済的にみて、また給湯器についてはY1がその所有物件に必要なものとしてその設置を想定していたものと認められることを理由として、建物への付合を認めている。しかし、上記高裁判決は、消費設備についてその設置状況およびその費用から付合を認めているが、供給設備については特に言及することはなく、給湯器については、交換が予定されていること、また物理的に建物から給湯器を分離するのに建物の一部を損壊しなければならないものではないとして、建物への付合を否定し

ている。

その他の判例においては、少なくとも消費設備に関しては同様の理由から建物への付合を認め、供給設備に関してはLPガス設備全体が住宅に必要な不可欠であり、一般消費者との間の住宅供給契約において、これを取引の対象から除外するとの明示の特約のない限り建物と一体のものとして取引の対象とされ、また、無償配管慣行が一般消費者の常識になっているとは認められないことを理由として付合を認めるものがある⁶。

これらの判決の両設備および給湯器の建物への付合に関する考え方の相違は主に二つの点から生ずると思われる。ひとつは、どのような事実認定に基づき「物理的、社会経済的」に付合を認めるかという問題であり、もうひとつは民法242条の効力と当事者の合意の問題である。前者は、両設備および給湯器の建物への接続、設置状態をどのようにみるかであり、後者は当事者の合意を民法242条に優先して考えるべきか否かということである。

(2) 両設備および給湯器の建物への付合に関する事実認定

①民法242条にいう付合の意味

民法242条において規定されている付合については、その制定理由は主に二つの考え方から説明される⁷。第一に、社会経済全体の利益を保全することが目的であり、民法243条を援用し、不動産もしくは従として付合したものを毀損するか過分の費用を支出しなければ分離することができない程度に付着することが必要とするものである。第二に、取引の安全を確保することが目的であり、外形的物質的な存在状態において一つのものが他のものと結合して独立の経済的作用を失ったことを必要

6 平成16年10月22日さいたま地裁判決、金融・商事判例1205号18頁

7 学説の詳細、民法242条の制定過程については、瀬川信久『不動産附合の研究』7頁から34頁(1981年)、新田敏「附合」『民法講座3』1頁から28頁(1984年)参照。

とするものである。しかし、「いずれの場合にも、具体的な適用は事案に応じてさまざまであり、一義的に明確な結論の予測が確保されているとはいえない」とされている。

本件において、上記さいたま地裁判決、東京高裁判決は、第一の考え方によるものと考えられる。しかし、事実認定と第一の考え方のあてはじめには両判決の間に相違が見られる。さいたま地裁判決は、両設備および給湯器は物理的にも社会経済的にも当該物件に付合しているものとし、東京高裁判決は消費設備については同様の考え方に基づき付合を認めながら、供給設備については特に言及することなく、逆に給湯器については付合を否定している。

②事実認定と民法242条にいう付合

それではいずれの裁判所の考え方が妥当であろうか。事実認定において、付合に関し、両者に差異はなく、供給設備については、その一部が建物の外壁に支持金具で固定されている状態であり、供給設備は建物の基礎コンクリートを貫通して敷設され、かつ、建物の基礎等に支持金具で固定されている状態であり、給湯器は建物の外壁に支持金具で固定されている状態であるとされている。

第一の考え方に基づいて考える場合、少なくとも供給設備については、建物の基礎を貫通している等、物理的に見ても、またそれを取り外すには建物の基礎等を破壊しなければならない、過分の費用の支出が必要なことから見ても、建物に付合していることは明らかである。また、供給設備、給湯器についても建築途中で取り付けられたものであり、それらを取り外すには、建物の外壁に傷をつけなければならない。また、当該建物が新築されたものであることから、これらを取り外され、傷がついた状態になった場合には建物の価値の毀損が避けられない。したがって、これらも建物に付合していると見ていいのではなかろうか。本件高裁判

決は給湯器について交換が予定されていることを理由としているが、これのみでは付合を否定する理由とはならず、また、取り外しの際に建物を損壊しないとする認定は誤りである。

また、第二の考えに基づいた場合も同様に、少なくとも消費設備については、建物と一体のものとして評価しうるし、また、供給設備、給湯器についてはそれが取り付けられる前であれば取引上独立した存在であるといえるが、それらが建物に固定されている以上、それが建物と別個に取引されえないため、両設備、給湯器とも建物に付合していると言える。

したがって、Y1は、Aから当該物件を購入したことにより、それに付合している両設備、給湯器をあわせて取得したこととなる。

③事実認定と民法242条但書

民法242条但書は、「沿革的には、農地の賃貸借における小作人を保護するために設けられたものであり」、「小作人が農地の利用権原を喪失した場合でも、自分の植えた農作物について所有権を主張し、収穫ができるようにする」ものである⁹。この但書の趣旨については、地上権等の不動産利用権原を有する者が自己のものを附属させた場合について、その所有権を留保するものとされている¹⁰。つまり、他人の不動産に自ら権原をもって付属させた者は、付属後に所有権を主張することが可能ないし当該不動産の所有者に不動産引渡し時に求償が可能であるということである。

本件で問題となっている両設備、給湯器が建物に付合しているとみなされる場合、LPガス販売業者が住宅購入者等である消費者にそれらの所有権を主張する、ないし、利益調整合意の成立を主張するためには、

9 田嶋寛貴「所有権の取得—不動産付合をめぐる」法学セミナー613号100頁(2006年)

10 船橋諄一『物権法』367、368頁(1960年)

この但書の適用が認められなければならない。事実認定とこの但書の適用について考えてみると、本件ではXがY1購入の住宅に両設備、給湯器を設置した際には、確かに訴外Aからの依頼を受けていることから、AX間ではXが当該住宅にそれらを設置する権原を有しており、Aに対し但書に基づいて所有権を主張することは可能である。しかし、AからY1に当該住宅が引き渡された際に、重要事項説明書においてその旨の記載はなく、売買契約書にも単に特約条項として、「LPガスについては、売買代金にガス供給消費設備は含まれていない為、当社指定ガス供給業者との無償貸与契約書を締結していただきます。」との記載しかなく、両設備、給湯器の所有関係は明示されていない。また、取引の安全を確保する必要性を重視した場合でも、「付合物の所有権が留保された形で不動産ないし付合物の所有権が第三者に譲渡された場合を考えると、それが外部的に明らかとなるものでない以上、付合物についての所有権の主張は制限されるべきである」¹¹と考えられる。したがって、XはY1との関係では無権限で両設備および給湯器を設置したのであり、この但書に基づいて所有権を主張ないし求償請求をすることは許されないと考えられる。

ただし、建築業者等から購入者が建物の引き渡しを受けた後に、購入者の承諾を得て、LPガス販売業者が両設備、給湯器を設置した場合¹²や、引渡し前に設置がなされていても、両設備、給湯器の所有権の留保が明示されていた場合には、LPガス販売業者は但書に基づいてその所有権を主張するないし求償する余地がある。

④民法242条と当事者の合意

民法242条の性質については、基本的には強行法規であるが、当事者間に所有権に関する合意があった場合等には、「その合意を無効とまで

11 上記田嶋100頁

12 平成16年9月27日さいたま地裁判決・判例集未搭載

する必要があるとは思われず、実際にも242条但書の解釈等を通じて当事者間の合意に一定の効力を与えているものと推測されるし、第三者との関係での取引の安全は242条但書による附合物所有権の留保に対抗要件の具備を要求すること等を通じて確保しうるのであるから、附合原則の強行法規性を過度に強調することには疑問を禁じえない¹³とされる。

この考え方に基づくと、本件において、両設備および給湯器が建物に付合しており、かつ、同但書の適用がない場合であっても、当事者間においてそれらの所有権がXに留保されることにつき、当事者間に合意が成立しているとみなせる場合には、その合意が242条優先し、Xへの所有権の留保が認められることになる。

しかし、当該物件の契約時には、Y1に対し、Xの所有権の留保に関し明示の規定がない以上、XY1間に合意があったものとみることはできない。本件高裁判決におけるその他の被控訴人も同様であり、給湯器に関する契約の有無を除き、同様の契約をXと締結し、上記期間内に解約し、土地及び住宅の売買契約における重要事項説明書、売買契約書の記載事項には被控訴人の間で差異はあるものの、契約時に明示の規定はない。したがって、民法242条に対し当事者間の合意が優先するとしても、本件においてXに所有権の留保が認められる余地はない。

(3) 約款の効力

しかし、本件高裁判決では、企業会計上の両設備、給湯器の減価償却の仕組み、液石法および同施行規則の存在を理由として、XY間で締結されたLPガス供給契約における所有権留保に関する条項につき、その有効性を認めている。しかし、減価償却の仕組みが存在することが当該条項の有効性を認める理由とはならず、また後述する理由から液石法の解釈に誤りがあると考えられる。また、AY1間で締結された売買契約書の文言に触れることもなく、また、消費設備について建物への付合を認め

ていながら、高裁判決はXが用意した約款の効力を認めていることに問題がある。

約款の効力については、外国会社の火災保険約款中の森林火災免責条項を有効であると認めた大審院大正4年12月14日判決¹⁴をリーディングケースとして、激しい議論が行われ、多くの学説が展開されている¹⁵。契約当事者の意思が約款に基づいて契約したと推定される、つまり約款に当事者の意思が現れているとする大審院判決に対し、「附合契約理論」、「規範契約理論」、「白地慣習論」をはじめとして、約款の拘束性に関し、その根拠付けに関し、様々な見解が主張されていることは周知の事実であるが、本稿ではこれらを比較・検討しない。

本件における約款の効力について一言だけ付言しておくとする、本件高裁判決は、約款の拘束力を過度に認めている。両設備契約に関し、消費設備について建物への付合を認め、また一方で供給設備の付合に言及せず、契約書の文言および企業会計上の問題、液石法の趣旨から、当事者の意思を推定するという手法をとっている。しかし、企業会計上の問題や液石法の趣旨から当事者の意思は推定されえないと考えられ、また、Y1等契約当事者の一方が認識していない契約条項につき、それを法制度、会計制度の存在を理由に基本的にはその拘束力を認めることは許されるのかという問題がある。

他の判例においては、後述する無償配管に関する公取委等官公庁による問題点の指摘を認定した後に、両設備が建物へ付合していることを前提として、無償配管が一般消費者の常識とはなっていないことやL P ガス業者が当該条項に関し説明をしたと認められないことを理由として、

14 大審院民事判決録21輯2182頁。当該判決とは異なる理論を用いている判例も存在するが、当該判決は現在でも判例をリードしているとされる。

15 約款の効力に関する学説の歴史的概観として、河上正二『約款規制の法理』46頁から112頁参照。

停止条件付売買契約ないし利害調整合意の成立を認めないもの¹⁶や同様に官公庁による指摘を認定した後に、付合のあるなしに関係なく、契約書の文言の不明確さから契約解除の際の明確な清算方法の不備、清算後の両設備の所有権の存在の不明を理由として、当該条項の成立を認めないものがある¹⁷。

3. 小 括

LPガス供給における無償配管については、上記さいたま地裁判決と東京高裁判決に見られるように、各事件、各裁判所により判断が二分している。一方では、両設備、給湯器の建物への付合を認め、LPガス販売業者が主張する供給契約に書かれた文言を停止条件付売買契約ないし利害調整合意は錯誤を理由に無効、ないし、付合を認め、それらの費用を既に建築業者等に支払っているためにそもそも消費者には不当利得が存在しないことを理由としてその成立を認めないとしている¹⁸。その一方で、両設備、給湯器が建物に付合していないとする場合だけでなく、付合しているとしている場合であっても、約款に書かれた文言の有効性を認めるものがある¹⁹。

上記で検討したように、民法上の考え方に基づいて考えた場合、両設備、給湯器とも建物への付合が認められ、かつ、Xの所有権の留保に関しXY1間に合意は存在しない。また、たとえ付合が認められないとした場合であっても、両設備、給湯器の所有権について消費者が自らに存在すると認識している中で、当該条項の約款としての拘束力を従来の判

16 平成16年10月22日さいたま地裁判決・判例集未搭載等

17 平成18年8月30日東京地裁判決・判例集未搭載

18 平成16年8月31日東京地裁判決・判例集未搭載

19 平成16年5月20日さいたま地裁判決・判例集未搭載

例の考え方にのっとって認めるべきではなく、当事者の合意の有無を問題とすべきである。当該契約においてそれらの所有権がLPガス販売業者にあるとされていることについて、消費者に認識がない状態において、その意思が約款に反映されていないし約款によるとの意思が存するとするのは問題がある。

Ⅲ 無償配管の独禁法上の問題点

1. LPガス業界の競争の状況

現在、このような紛争が多発している背景としては、LPガス販売業の自由化がある。以下では現在のLPガス小売市場における競争に至るまでを概観する。

(1) LPガス業界におけるカルテル

LPガスの小売市場に対する価格規制は、1974年から76年までの国民生活安定緊急措置法の適用対象となった期間以外には存在せず、販売業者が自由にその価格を決定することとされている。しかし、1964年から1977年にかけて各地の小売業者が加盟する協会を舞台に締結された価格協定、市場分割（顧客移動の制限）協定に対し排除勧告が下され、またその後も同様の行為に対し警告が行われている。例えば、山口県プロパンガス協会下関支部に対する件²⁰では、山口県におけるLPガスの販売業者を会員とする山口県プロパンガス協会の一支部である下関支部が、下関地区の大部分をその支部員としている中、小売価格、供給設備の維持費の引き上げを支部員をして行わせたことが、独禁法8条1項1号に該当するとされている。また、LPガス業界では、卸売の段階でもカルテルが行われている²¹。

20 公取委昭和39年12月24日勧告審決・審決集12巻153頁

21 公取委平成7年11月21日勧告審決・審決集42巻180頁、公取委平成9年4月1日勧告審決・審決集44巻215頁

(2) 1996年液石法改正

①1996年液石法改正後のLPガス業界の競争の状況

1996年液石法改正前は、LPガス小売市場への参入には通産大臣ないし都道府県の許可が必要であり、行政指導の存在等から参入が非常に困難であったとされるが、上記のように、同市場における競争は存在し、小売業者間での顧客の争奪がある程度行われていた。しかし、改正後、LPガス販売業は登録制²²となり、それを契機に既存業者間および既存業者と新規参入業者との間での激しい顧客の争奪が行われている²³。

②公取委の無償配管に関する考え方

このような状況下で、公取委は、公正取引委員会平成11年6月25日「LPガス販売業における取引慣行に関する実態報告書の概要」として、次のようにLPガス業界における無償配管慣行の問題点を指摘している²⁴。

「住宅の配管」における無償配管慣行の現状として、第一に、無償配管が業界の慣行として定着していること、第二に無償配管に要した費用は契約顧客全体からガス料金に含めて回収している例が多数を占めていること、第三に消費者が販売業者を変更しようとして契約解除を申し出た際に、当該業者が配管の所有権を主張して高額な買取請求を行うこと、および、その際に配管の所有権を主張してガスメーター等を速やかに撤去せず、次のガス業者がガスを供給できない例があること、第四に販売

22 液石法3条1項に基づき、LPガス販売業者は一都道府県域内に販売所を設置する場合には当該都道府県に、複数の域内に設置する場合には経済産業省に届け出ることが必要である。

23 その例として、LPガス販売差別対価事件、東京地裁平成16年3月31日・判例時報1855号78頁参照。

24 公正取引委員会平成11年6月25日「LPガス販売業における取引慣行に関する実態報告書の概要」3、4頁。同7頁は、その他、LPガス販売業の登録に際し、現存する不透明な行政指導の存在として、都道府県が登録業者に対し、業界団体を通じた賠償責任保険への加入および保証証明を必要としたり、業界団体への加入、承認を求める場合があるとしている。

業者が無償配管に際して、建築業者等に紹介料を払い、住宅の入居者に自らを紹介してもらう例があること、第五に配管の所有権に関する消費者への情報提供の現状として、液石法14条により消費者への交付が義務付けられている書面において、多くの場合、配管の所有関係はこれにおいて告知されているが、販売業者がこの書面の交付により配管の所有権は自らにあると認識している一方で、消費者には多くの場合その認識がないこと。

これを踏まえて、公取委は無償配管の慣行により顧客移動が制限される場合には、独占禁止法上問題を生じるおそれがあるとして、次のことを挙げている²⁵。

販売業者が無償配管を行ったことを理由に配管の所有権を主張し、消費者が解約を申し出た際に、不当に高額な配管の買取代金を請求したり、ガスメーター等の設備の撤去を不当に引き伸ばしたりする等により、顧客移動を制限することは不当な取引妨害に該当する可能性がある。また、上記建築業者等への紹介料の支払は、業界の商慣習に照らして不当に高額な紹介料を支払う等により顧客を獲得する場合には不当な利益による顧客誘引に該当する可能性がある。

なお、配管の所有権については、民法の付合に関する規定に基づき、配管の所有権はそれが不動産に付合していることから原則として建物の所有者にあり、例外的に販売業者が配管の所有権を有するためには、建築業者等が住宅の売買基本契約前の重要事項説明においてその旨を消費者に明確に説明し、了解を得た上で、それを明記した書面を交付することを要するとしている。

公取委はこの報告書において、無償配管の不当な取引妨害、紹介料の支払が不当な利益による顧客誘引に該当する可能性を指摘している。しかし、無償配管に要した費用は契約顧客全体からガス料金に含めて回収

25 同7、8頁

している例が多数を占めているにもかかわらず、消費者が販売業者を変更しようとして契約解除を申し出た際に、当該業者が配管の所有権を主張して高額な買取請求を行うことについての問題点を指摘していない。この問題については、後に検討することとする。

なお、同報告の内容について公取委は、通商産業省への説明を行い、都道府県及びLPガス販売業界への周知を要請している。また、社団法人日本エルピーガス連合会に対し、参加の都道府県協会への周知を要請し、建設省に対しては、配管の所有権がLPガス販売業者にある場合には、建設業者等が住宅を販売するに際し、消費者に明確に説明し、了解を得た上で、それらを明記した書面を交付するように、建設業者等への周知を要請している²⁶。

③資源エネルギー庁の無償配管に関する考え方

上記公取委からの説明を受け、資源エネルギー庁は、LPガス販売事業者団体に対して、無償配管に関し、消費設備にかかる配管を「消費配管」として、次のような要請を行っている²⁷。

第一に、建物と消費配管は、付合関係にあることから、原則としてLPガス販売業者が配管の所有権を主張することは通常不可能であり、配管工事費を負担したことや、書面交付時に販売業者所有のものとする賃借契約を締結したことを理由に所有権を主張することはできないこと、第二に、特に建売住宅の場合には特別な場合を除き、付合の強弱に関わらず、また、配管費用負担の有無に関わらず、消費配管の所有権は家屋取得者に帰属すること、第三に特別な場合とは住宅販売時に、重要事項説明書に記載があり、説明が行われている場合であること、第四に配管所有権や配管費用をめぐるトラブルを未然に防止し、消費者移動を制限す

26 さいたま地裁平成16年10月22日判決(判例集未搭載)等における事実認定

27 資源エネルギー庁通達「LPガス取引適正化・料金透明化に向けた対応について」、同別添「LPガス取引の適正化・料金透明化に向けた措置」平成11年10月22日

る要因を排除すべきであり、配管費用をガス料金に含めて回収するなどして消費者に負担させるべきではないこと²⁸。

このように、公取委は、無償配管を単に「住宅の配管」としているのに対し、資源エネルギー庁はその問題を「消費配管」についてのみ言及しているという微妙な見解の相違が見られる。

(3) LPガス業界の競争と官公庁の対応

このように、1996年液石法を契機として競争が活発化したLPガス業界の各種の取引慣行の問題について、「配管」のとらえ方に違いはあるものの、公取委、資源エネルギー庁ともこれを認識し、LPガス業界に対し、懸念を表明している。しかし現実には、LPガス業界はこれを実施に移すことはなく、なおも無償配管をはじめとする慣行を継続している。また、公取委、資源エネルギー庁ないし経済産業省も独禁法、液石法を根拠とする措置は行っていない。

このように、官公庁が具体的な対応をしていない、また、業界も具体的な対応を見せない中で、現在の訴訟が存在することがわかる。

2. 無償配管をめぐる判例の状況—独禁法に関して

これまでの無償配管をめぐる判例において、消費者側から、LPガス販売業者の訴訟提起および契約書における合意内容について、独禁法違反であるとの主張がなされてきている。判例では、契約書におけるLPガス販売業者が主張するところの利益調整合意ないし停止条件付売買契約につき、原始的不能ないし錯誤により無効とした判決では、それを理由としてLPガス販売業者の請求を退け、独禁法違反について判断することはない。それに対し、利害調整合意ないし停止条件付売買契約の成

28 同別添5、6頁

立を認めた判例では、消費者側のLPガス販売業者の訴訟提起等が独禁法違反であるとの主張は、ことごとく退けられている。

3. 東京高裁判決における独禁法に関する考え方の問題点

(1) 東京高裁判決における独禁法の解釈の問題点

上記東京高裁判決で、Y1等は、Xによる本件訴訟の提起及びその主張内容が独占禁止法19条、2条9項、不公正な取引方法第15項に違反する旨主張した。しかし、判旨は、液石法14条、同施行規則13条は上記の趣旨から考案されており、このような法制による一定のシステムが設けられることについては、その必要性もあり、また、合理性があり、したがって、本件合意における残存価格の算定方法が不合理であってY1等の負担すべき金額が不当に高額であるなどの事情が存在するため、Y1等がXとの間のLPガス供給契約を解除することが強度に抑制されるものと認められ、公序に反するものとして無効と判断され得る場合は別として、本件合意が、不当な取引妨害に該当するということもできず、また、本件訴訟の提起が同法に違反するということもできないとしている。

しかし、判旨は独禁法、液石法の解釈を誤っているのみではなく、独禁法と事業法の関係性、独禁法違反行為の効力の解釈にも問題がある。以下ではこれら問題につき、検討することとする。

(2) 液石法の解釈

液石法14条は、LPガス販売業者が販売契約を締結した際に、遅滞なく一定の事項を記載した書面を交付することを販売業者に義務付けるものであり、当該書面にはLPガスの種類、引渡しの方法等とともに、1項6号においてその他経済産業省令にて定める事項について記載することとしている。これを受けて、同法施行規則13条は、6号以下においてLPガスの供給設備及び消費設備の所有者等を書面に記載することを求

めている。判旨は、これらの規定および同法施行規則16条が、無償配管をLPガス供給契約の原則としており、それが液石法及び同施行規則に反映されているとする。しかし、液石法14条は、一般消費者が不知であり、それにより事故・被害が発生することを防止することを目的として、LPガスの購入者である一般消費者等に契約内容を明らかにするために、一定の事項を記載した書面を交付するよう販売業者に情報提供義務を課すのみである。また、同法施行規則13条は、LPガスの供給契約における一般消費者に開示すべき細目を定めるのみである。6号以下についても、「いわゆる無償配管の慣行等に起因して消費設備、供給設備の所有権が不明確で、契約解除時にトラブルとなる傾向があったため、設備の所有関係の明確化を図るための規定である」²⁹とあるように、販売業者と一般消費者の間で両設備の所有関係を明らかにすることを目的としているのみである。さらに、液石法16条2項はLPガスの販売にあたり販売業者が同法施行規則16条に規定される事項を遵守することを規定しているのみであり、同法施行規則16条は、LPガスの販売に伴い、安全上遵守すべき事項、ないし、購入者にとって不知である事項を明示することを求めるものである。したがって、これらの規定は単に契約の明確化を目的にしているものであり、無償配管を当然のものとして是認しておらず、また、無償配管の存在を前提としているとしてもそれを原則とはしていない。

(2) 独禁法と事業法の関係

上記高裁判決は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令、液石法14条及び同法施行規則13条が、無償配管慣行を前提としているものであり、このような法制により一定のシステムが設けられることは必要かつ合理的であるとする。その結果、本件合意における残存価値の算定方法が不

29 通商産業省環境局地局保安課液化石油ガス保安対策室『新版LPガス法逐条解説（増補版）』73頁（2003年）

合理であってY1等の負担すべき金額が不当に高額であるなど、Y1等がXとの間のLPガス供給契約を解除することが極度に抑制されるものと認められ、公序に反するものとして無効と判断される場合以外、不公正な取引方法に該当するといえないとする。つまり、上記省令、液石法及び同法施行規則が無償配管慣行を是認している場合には、特別の場合を除き、独禁法違反行為、少なくとも不公正な取引方法には該当しないとす。この考え方は、省令、液石法および同法施行規則上、必要ないし合理的とみなされる行為に対しては独禁法の適用がないとする可能性のある判断であり、また、一般には事業法上必要ないし合理的と認められる行為に対しては独禁法の適用はないとする考え方につながるものである。

無償配管慣行が、液石法及び同法施行規則において、LPガス供給契約に必然的に伴うものとしてみなすことができないのは、上記のとおりであるが、仮に、それが他の法律上、「合理的」ものとみなされる場合であっても、独禁法の適用の有無はあらためて検討する必要がある。一般に事業法上適法とされる行為につき、独禁法の適用があるか否かということについては、①事業法において競争促進的規制が存在する場合には、このような規制が存在する理由が明確に示される必要があり、独禁法による規制が可能である場合には独禁法が優先し、一般法である独禁法と事業法との間で統一的な解釈を行うべきであるとするものであるとするもの³⁰、②独禁法と事業法は明示的な適用除外規定が存在しない限りは、両者はその目的を異にしていることから、重疊的に適用されるとするもの³¹、③独禁法による規律が基本となるが、事業法に競争促進的規定が存在する場合には両者の解釈について調整が必要であるとするも

30 岸井大太郎「公益事業の規制改革と独占禁止法」経済法学会年報23号54頁(2002年)

31 大阪バス協会事件、公正取引委員会平成7年7月10日審判審決、判例時報1535号43頁・審決集42巻3頁

の³²、④事業法による規制が存在する場合にはそれを優先し、事業法において自由な競争が認められている領域においては独禁法を適用すべきであるというもの³³、⑤独禁法はその「静態的性格」から、事業法の領域に適用することができないとするもの³⁴、⑥事業法は独禁法の特別法であり、事業法上適用と認められた行為に対しては独禁法が適用されないとするもの³⁵がある。法適用の実態からは、③④⑤⑥の考え方を採用することも否定できないが、事業法と独禁法はあくまでも別個の内容を規定しており、また、合理的な理由が存在する場合に複数の法律の適用がなされる場合は、憲法上の平等原則に反するものではなく、両法が同一の事例に対し、重疊的に適用されることを否定する理由はない。したがって、省令、液石法および同法施行規則において、無償配管がLPガス供給契約に必要なし合理的とみなされているとしても、無償配管に対し独禁法の適用可能性がある。無償配管に基づく行為が独禁法に反するか否かは、独禁法固有の問題であり、液石法および同法施行規則において合理的であるとしても自動的に独禁法の適用が除外されるわけではない。

判旨も一定の場合には、不当な取引妨害に該当する可能性を認めているとも一見受け取れるが、LPガス供給契約が強度に抑制されるものと

32 公正取引委員会平成13年1月10日発表「公益事業分野における規制緩和と競争政策」政府規制等と競争政策に関する研究会報告書21、22頁。同旨、白石忠志「競争政策と政府」岩波講座現代の法 8巻『政府と企業』96、97頁（1997年）。

33 土佐和生「市場の自由化と経済法」法律時報75巻1号59頁（2001年）

34 来生新「政府と競争」法律時報73巻8号22、23頁（2001年）、同「公益事業の規制改革と競争政策」日本経済法学会年報23号8、9頁（2002年）

35 松下満雄「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（案）に関する意見」公正取引委員会平成13年11月30日発表「『電気通信事業分野における競争の促進に関する指針』の公表について」別紙3-1「パブリック・コメントに関する考え方（総論）」4頁、石川正「規制分野における独禁法のエンフォースメントについて」小早川光郎・宇賀克也『行政法の発展と変革（下）塩野宏先生古稀記念』561頁（2001年）

認められ、公序に反するものとして無効と判断される場合³⁶と不当な取引妨害の関係を明らかにしておらず、両者の関係につきいかなる見解をとっているか不明である。

(4) 不当な取引妨害への該当性

Y1等は、本件契約が有効に成立するとしても、本件におけるXの訴訟の提起およびその主張内容が不当な取引妨害に該当すると主張している。裁判所はこれを特に判断することなく、Y1等の主張を退けているが、上記の検討から、Xの行為につき不当な取引妨害に該当するか否かが問題となる。

一般指定15項は、「自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる手段をもってするかを問わず、その取引を不当に妨害すること」と定義する。15項は、「いかなる手段をもってするかを問わず」と規定していることから、当該行為の効果として、競争関係にある他の事業者とその相手方の取引の「妨害」に該当すると判断された場合、不当な取引妨害の成立にあたり問題となるのは、公正競争阻害性の有無の判断において、通常の競争の過程で行われる契約の成立の阻止や契約の不履行の誘引といかに区別するかということである。これまで東京重機工業事件³⁷をはじめとして10数件不当な取引妨害に該当するとされたものがあるが、その境界については必ずしも明らかではない。

本件は、XはY1等のLPガス供給契約の解除に伴い、無償配管慣行により設置された両設備、給湯器につき、本件合意が停止条件つき売買契約である場合には売買代金を、利害調整合意である場合には残存価格

36 この判旨には、独禁法違反行為の民事的効力の問題があるが、この問題は最後に論ずることとする。

37 公取委昭和38年1月9日勧告審決・審決集11巻41頁

を算定根拠として請求するものである。

本件Xの提訴が、当該契約内容に基づく請求権が存すると信ずる合理的な理由がなく、その効果として契約者たる一般消費者が他の競争事業者と契約することを妨害する場合には、一般指定15項が成立すると考えられ得る。正当な根拠のない提訴という手段は、少なくとも一般消費者に対し、契約の解約を行うことをためらわせる効果を持つ。また、それにより、一般消費者が他のL P ガス事業者、都市ガス会社ないしオール電化を目的とする電力会社との契約が妨害され、能率競争を妨げる効果を持つことから、手段としての不公正さが認められる。さらに、これら競争者の取引の機会を奪うことから、ガス供給事業者ないし電力会社が競い合う可能性のある市場（以下、当該市場）における競争が減殺されている。その場合、当該行為は通常の競争の過程で行われると認められる行為ではなく、また後述する正当化事由も存在しない。

次に、本件Xの提訴が、自らが請求権を有すると信ずる正当な理由があり、かつ、当該請求権が存在することが裁判上認められた場合に、Xの行為が不当な取引妨害に該当する余地について検討する。当該契約条項が仮に有効なものであるとした場合、その請求額はY 1等の契約期間の長短により異なるが、Y 1に対しては、設置工事に要した費用として、L P ガス消費設備につきY 1に対して84880円、給湯器につき275600円を算定基準としている。この金額を算定根拠として算出される金額を支払わなければ、Xとの間の契約を解約することができないとすれば、判旨が否定する「強度に抑制される」場合に該当するとまでは言えなくとも、Y 1等の各事情により程度の差はあるが、解約を抑制させる効果は存する(①)。また、消費設備が基礎のコンクリートを貫通しており、当該部分はセメントにより固定されており、これを取り外すには当該部分を損壊し、また、浴室の床下を通る部分は浴室のユニットバスを撤去して浴室の基礎を取り外す必要がある状態にあることも、解約を抑制する効

果を持つ³⁸。したがって、無償配管に伴う消費設備の設置状態は、Xの競争相手である他のガス供給事業者等がY1等と新たに契約を締結することを妨げているとすることができる(②)。したがって、当該契約条項および無償配管が公正競争阻害性を有するか否かが問題となる。

不公正な取引方法の行為要件に該当する行為が、競争手段として不公正ないし競争を減殺する効果が認められる場合、それを公正競争阻害性がないものと判断する場合には、当該行為が通常の競争手段とみなされる、ないし、これらの効果を打ち消すだけの競争促進効果を有する場合と、公共性、安全性など競争とは異なる観点から正当化される場合がある。

①契約の解除に伴う設備費用請求行為の公正競争阻害性

本件契約が成立していることを前提とした場合、これまでの判例では多くの場合、契約者であるY1等の一般消費者も同内容を知った上で契約を締結しているものとみなされる。しかし、契約の内容として有効であっても、それが競争にどのような影響を与えるかは、もっぱら独禁法の見地から判断すべきである。しかし、本件における解約条項は、無償配管により設置した設備および給湯器の費用を契約終了時に清算するものであるが、当該条項そのものは独禁法の見地から見て、競争を減殺させる効果を有するとしても、単なる設備および給湯器設置費用の後払いであり、それは通常の競争手段である。また、その効果として契約者が契約を解約することを妨げる効果があるとしても、当該条項それだけでは競争手段として不公正であるとは言えない。

ただし、「無償配管に要した費用について、顧客にその旨明示して回収する販売業者は非常に少ないが、実際には、費用をまったく回収しな

38 LPガス供給設備および給湯器は、建物の外壁に支持金具で固定されているが、判旨は後者につき、これを建物に付合しているとは言えないとしている。しかし、両者ともこれを取り除いた場合には、外壁に金具の跡が残るものであり、これにより、解約が抑制されるとすることも可能である。

いという場合は少なく、契約顧客全体からガス料金に含めて回収している例が多数を占めるとされている」³⁹という指摘があるように、本件LPガス供給契約に基づいて請求される代金に無償配管に要する費用が含まれていた場合には、無償配管により設置した設備および給湯器の費用を契約終了時に清算することはいわば代金の二重取りであり、本件契約が成立していたとしても、正当な請求権に基づくものではない。この場合、上述したように、いわば不当な請求権に基づいた取引妨害が行われており、独禁法上、手段として不公正であるとともに、それにより他の事業者が取引を妨害されることにより競争が減殺されており、これが正当化される余地はないと考えられる。

②無償配管の公正競争阻害性

無償配管は、判旨が言うように、住居にLPガスの供給設備及び消費設備を設置する費用は負担しない限りLPガスを供給することができないというのでは酷な場合があり、LPガスの消費設備についても、実情に応じて、LPガス販売事業者が一般消費者からその設置費用を徴収せず、LPガス販売事業者の所有資産として減価償却することによりその負担を解消することを容認し、このような選択をすることを可能にするための仕組みとして存在する可能性があることは否定しない。しかし、それがLPガス供給市場において通常行われている慣行であるとしても、独禁法の観点から見て価格・品質における競争を正当な競争とすれば、通常の競争手段とは言えず、むしろ無償配管により当該設備が設置された住宅を購入した者を、これを使用せざるをえない状況に陥らせるもの、つまりは当該市場において、住宅購入者であるY1等の選択の自由を奪うものである。したがって、無償配管は、当該市場において競争手段として不公正であり、かつ、競争促進効果が存するとは言えない。消費者とのLPガス供給契約の締結にあたり、当該設備および給湯器の

設置費用を前払いするか、解約時に清算するかを選択権もなく、また、①から解約時に清算費用が要求され、かつ、既に設置された設備および給湯器を撤去するには建物の一部を損壊する必要がある状況を作り出す行為は、競争手段として不公正であり、また、他のガス事業者等の取引の機会を奪う行為であることから当該市場の競争を減殺するものであり、それは公共性その他の観点からも正当化されない。判旨は、無償配管が液石法上容認された行為であるとしているが、その理由のみでは独禁法上正当化され得ない。

5. 優越的地位の濫用への該当性—LPガス販売業者と消費者の関係

上記判決では、争点とされていないが、LPガス販売業者と消費者の間の関係に着目してみると、LPガス販売業者の行為は、独禁法上優越的地位の濫用に該当する可能性がある。

一般指定14項は、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして不当に、各号に規定する行為を行うことを禁止している。一般指定14項は、2条9項5号に基づいて指定されているものであるが、2条9項5号は「不当な事業能力の格差の排除の規定が削除されたことにより、大規模事業者が、その地位を濫用して、中小企業を不当に圧迫するおそれもあり、そのような事態に対処するために、新たな類型として追加されることとなったもの」と説明されている⁴⁰。そのため、取引の相手方が事業者である場合には、適用可能性があるが、相手方が消費者である場合には、その適用の可否が問題となる。しかし、立法過程においては、事業者対事業者の取引が想定されていたとしても、当該行為において問題となるように、事業者が消費者との取引において優越的な地位にある場合にその適用対象外とする理由はない。

40 公正取引委員会事務局編『独占禁止政策五十年史(上)』73頁(1997年)

本件において優越的地位の濫用に該当する可能性のある行為は、無償配管により設置された設備を利用してLPガス供給契約を締結させること、および、当該契約の内容として、解約時の当該設備および給湯器の清算を要求することである。

優越的地位の濫用の成立要件は、第一に「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用」することである。この優越的地位については、「取引の相手方が濫用行為を受け、不当な不利益を甘受しなければいけないような関係があることを意味する」⁴¹。本件において、建売住宅の購入者は、購入した建物に既にLPガス事業者が当該設備および給湯器を設置されていることにより、供給契約の締結を拒否するためには、それらを建物の一部を取り壊した上で取り外すことが必要であり、LPガス事業者が用意した契約を締結せざるをえない立場にあると考えられ、加えて、契約の内容につき、それを交渉することが事実上、不可能な立場にあるといえる。つまり、建物に各設備および給湯器が付合していることから、物理的な問題および交渉力の差異により、契約締結にあたり、XはY1等に対し、優越的な地位にあると言える。第二に、一般指定14項各号のいずれかに該当することである。本件において、Y1等の契約を締結するか否かの選択の自由を奪った上で契約を締結させる行為はそのものが、3号「相手方に不利益となるように取引条件を設定」することに該当するのみではなく、契約内容として当該設備および給湯器の設置費用の支払について選択権を与えず、一方的に解約時の清算条項を挿入する行為も同様に3号に該当する。第三に、公正競争阻害性を有することである。優越的地位の濫用の公正競争阻害性については、現在多くの学説において取引主体が取引の拒否および取引条件について自由かつ自主的に判断することによって取引が行われているという自由

41 根岸哲・舟田正之『独占禁止法概論』（第3版）284頁

42 根岸哲『独占禁止法の基本問題』（1990年）160から163頁

競争の基盤の侵害に求められるとされ⁴²、市場に対する具体的な影響を認定する必要はない。第一の要件を満たした場合、当該行為により、Y1等は、当該設備および給湯器を利用せざるを得ず、契約締結および契約内容の諾否について自由な判断をなしえないことから、この要件を満たすと考えられる。したがって、無償配管による契約締結の強制および契約中への清算条項の挿入は、優越的地位の濫用に該当する。

6. 不当な利益による顧客誘引、優越的地位の濫用への該当性—LPガス販売業者と建築業者等との関係

ここまでLPガス販売業者と消費者の關係に着目して、無償配管に伴う各行為が不公正な取引方法に該当するか否かを検討した。しかし、無償配管に伴う独禁法上の問題は対消費者についてのみ発生するわけではない。なぜLPガス販売業者が無償配管を行い、対消費者との契約においてLPガス販売業者が主張するところの停止条件付売買ないし利害調整合意を意味するとする条項を盛り込み、上記のような主張を行うかと言えば、むしろ対建築業者等の間の力關係に問題があるためとも言える。

無償配管が問題となった判例をみると、無償配管は、一見、建築業者等から依頼され、LPガス販売業者が自主的に行っているようにみることができる。上記公取委報告書にあるように、無償配管は、「LPガス販売業者が、建築業者等に対して無償で住宅のLPガス配管工事をを行い、当該建築業者から住宅購入者等の紹介を受け、その住宅購入者等とLPガス供給契約を締結するという慣行」とされ、LPガス販売業者が顧客を獲得するために自ら行っているとみることができる。その際、両設備、給湯器を無償で建築業者等に設置することにより、建築業者にLPガス販売業者が主張するところの両設備、給湯器の代金を無償で提供していることとなり、さらには顧客の紹介料をも支払っている例があ

る⁴³。この側面からすると、無償配管は、公取委が指摘するように独禁法上、不当な利益による顧客誘引に該当する可能性がある。

しかし、無償での設置および紹介料の支払は、確かに、LPガス販売業者が自ら顧客の獲得のために行っているともみることできるが、実際には建築業者との力の差異が問題であるとも言える。無償配管および紹介料の支払は、いわば「行わされている」のであり、LPガス販売業者は配管に伴う費用に関し、建築業者等に請求することができない立場にあるとも言える。建築業者等は、この無償配管を利用し、住宅購入者等には両設備および給湯器の代金を含めない形で住宅の販売を行っている。無償配管は、上記高裁判決でその理由として用いた省令にある税制上の処理が可能であることもひとつの理由として、1960年前後に開始された⁴⁴とされる⁴⁴が、この慣行における建築業者等の行為自体が優越的地位の濫用に該当する可能性があると言える。

以下では、まずLPガス販売業者の行為としての無償配管の不当な利益による顧客誘引への該当性を検討し、次に建築業者等の行為としての無償配管の優越的地位の濫用への該当性について検討する。

(1) 無償配管の不当な利益による顧客誘引への該当性

①一般指定9項の射程

2条9項3号を受けた一般指定9項は、「正常な商慣習に照らして不当な利益をもって、競争者の顧客を自己と取引するよう誘引すること」を禁止している。ここにいう「『利益』とは、経済上の利益をいうが、それは行為の相手方にとって通常利益と思われると客観的に認められるものであれば足りる」とされ、「競争者の顧客」とは「特定の相手方である顧客は特定の競争者の具体的な顧客である必要はなく、競争者と取引するであろう顧客一般」とされており、「誘引」の手段は直接的であ

43 上記公取委報告書概要8頁

44 木戸健介『黒い取引—知られざるもう一つのガス業界』139から142頁（2002年）

ると間接的であると問わないとされる。また、不当な利益による顧客誘引の公正競争阻害性については、「正常な商慣習に照らして」とあることから、「正常な商慣習」とは、公正な競争秩序維持の観点からみて是認される商慣習であり、それに照らし合わせて判断されることを意味するとされている⁴⁵。なお、当該商慣習が「特定の業界、あるいは一般の取引社会において、通常行われ、かつ、慣習化しているような場合であっても、ここで言う正常な商慣習に該当しない」⁴⁶。

不当な利益による顧客誘引については、判例・学説ともおおむね上記のように解釈する。唯一問題となりうるのは、いかに「正常な商慣習」に反する場合を認定するかということである。網島商店事件⁴⁷では、外国製クーラーの販売に際に総付景品としてカラーテレビや新幹線往復券、旅行を提供したことにつき、当該業界では一般的に旅行招待付販売が行われておらず、また景品付の販売が実施されたことがあってもおおむね5千円どまりのものであったこと事実として認定されていることから、公取委が当該業界の「正常な商慣習」の判断に当たって、これを考慮したものであると分析されている⁴⁸。また、実務上の問題として、旧一般指定6号について、「現に常態化している取引方法で、社会的非難を受けることがないものについては、それなりの評価を与えて、『正常な商慣習』を認めようというのが、本号の趣旨であろう。従って、明らかに非難に値する方法による場合の外は、通常用いられることのない異常な方法で誘引が図られたというような場合でなければ、本号を直ちに適用することは、実際問題としては困難であろう」とするものもある⁴⁹。

45 田中寿編『不公正な取引方法—新一般指定の解説』別冊NBL9号60頁(1982年)同60、61頁

46 正田彬『全訂独占禁止法I』362頁(1980年)

47 公取委昭和43年2月6日勧告審決・審決集14号99頁

48 土田和博「ルームクーラー販売におけるカラーテレビの景品付販売」独禁法審決・判例百選(第4版)159頁

49 今村成和『独占禁止法(新版)』126頁(1978年)

しかし、「正常な商慣習」に反する場合は上記のように認定すべきものではない。「正常な商慣習」はあくまでも公正な競争秩序から見て是認されるものである。上記にあるように、現に存在している商慣習であってもそれが競争秩序から是認できない場合があり、その場合にまでそれを基準とすることはできない。したがって、認定にあたっては、現状の商慣習が競争秩序から是認できるのかということが判断されるべきであり、それが是である場合、つまり「正常な商慣習」である場合にはじめて現に行われている行為がそれに反しているか否かの判断基準となるものである。また、実際に行われた行為が営業に固有の事項であっても、それは正常な商慣習の判断要素のひとつとなることはあっても、それは第一義的基準とはならない⁵⁰。

②無償配管の不当な利益による顧客誘引への該当性

無償配管は、LPガス販売業者が、建築業者等に対して無償で住宅のLPガス配管工事を行う行為である。LPガス販売業者は、裁判で主張するところの工事費を含み何十万の価値のある両設備や給湯器を無償で提供し、顧客を獲得し、それにより後からその費用を何らかのかたちで回収することとしている。

この行為は、一般指定9項に照らし合わせてみると、LPガス販売業者が顧客である建築業者等に対し、「無償」で両設備や給湯器を提供するという「利益」をもって、自己の競争者と取引する可能性のある建築業者等と取引する行為であることは明らかである。そこで問題となるのは、当該業界における「正常な商慣習」とは何か、つまり公正な競争秩序から是認できる商慣習とは何かということである。当該業界においては、上記のとおり1960年代から既に、無償配管が始まったとされるが、この事実をもってそれが正常な商慣習といえないことは上記の検討のとおりである。

50 江口典「LPガスからの切替顧客に対する一般ガス事業者の『協力費』支払の公正競争阻害性」ジュリスト1306号178、9頁（2006年）

本来、両設備および給湯器の代金は、建築業者等から住宅購入者等へ販売される、ないし住宅注文者に引き渡される際に、その住宅代金に含まれるべきものである。建築業者等が自ら住宅を販売する、または契約上の義務において住宅を建設する以上、住宅に付合しているものについては自らの所有権に基づいて販売する、ないし、役務の対価に含めた形で代金を注文者に請求するものである。また、LPガス販売業者は、建物に付合する設備を設置するか否かに関わらず、住宅購入者、注文者に対し正当な権原なくして設備を設置する以上、その代金は建築業者等に請求すべきものである。したがって、無償配管は建物の売買、注文建築にあたり、通常の契約形態を逸脱し、また、LPガス販売業者の住宅購入者・注文者への権原を超えたものであり、これにより、LPガス販売業者等による建築業者等をめぐる競争を妨げ、競争を減殺するとともに、競争上不当な手段であることから、正常な商慣習とは言えないと考えられる。

したがって、無償配管は、LPガス販売業者と建築業者等の関係についてみると、無償という利益をもって両設備や給湯器を建築業者に提供する行為であり、不当な利益による顧客誘引に該当する。

(2) 無償配管の優越的地位の濫用への該当性

上記で検討したように、優越的地位の濫用の成立要件は、第一に「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用」することである。この優越的地位については、「取引の相手方が濫用行為を受け、不当な不利益を甘受しなければいけないような関係があることを意味するが、本件において、建築業者等は、LPガス販売業者に対して、両設備ないし給湯器を、いわば「設置させてやる」立場にある。現在ではLPガス販売業者間の競争が激化している中、LPガス購入者を直接獲得することが困難となっている、かつ、建築業者等に積極的に自らの利点を強調して両設備などを設置させてもらわなければ結果として購入者を獲得で

きないという状況を利用して、本来自らが一旦負担しなければならない両設備、給湯器の代金を、建築業者等は、自らが販売するないし建設を請け負う住宅につき、それらの代金を負わずに販売すること、請け負うことが可能となる。したがって、建築業者等は、L P ガス販売業者間の競争の激しさを利用し、なおかつ、実際にL P ガスを販売するには直接的に建築業者等に設置させてもらうことが必要であるということから、建築業者等はL P ガス販売業者に対して、優越的な地位にあると言える。第二に、一般指定14項各号のいずれかに該当することである。本件において、建築業者等が本来自ら一旦買い受けるべき両設備等の提供をL P ガス販売業者から無償で受ける行為は、L P ガス販売業者に不利益を与えていることから3号ないし4号に該当する。第三に、公正競争阻害性を有することである。優越的地位の濫用の公正競争阻害性については、現在多くの学説において自由競争基盤の侵害に求められるとされ、市場における具体的な影響を認定する必要がないのは上記のとおりである。第一の要件を満たした場合、その立場により、両設備等を無償で提供せざるを得ず、L P ガス販売業者の側からはそれらの代金を請求することが不可能である状態は、L P ガス販売業者が契約締結および契約内容の諾否について自由な判断をなしえないことから、この要件を満たす。したがって、建築業者等が無償配管を要請し、実施させる行為は、優越的地位の濫用に該当する。

7. 小 括

L P ガス販売業者はこれまで当然のように無償配管を行い、また、当該条項を契約の中に挿入してきた。しかし、上記で検討したように、無償配管およびL P ガス供給契約における清算条項ないしそれに基づく設備費用等の請求は、仮に当事者の合意のもとに有効に清算条項が成立してい

るとしても、LPガス販売業者と消費者の間に着目すると、不当な取引妨害、優越的地位の濫用に該当し、独禁法に違反する行為である。現在のLPガス販売市場における消費者をめぐる競争は、安売り業者対既存業者、都市ガス業者対既存業者、オール電化を実施する電力会社と既存業者の間で行われ、その中で既存業者は無償配管により、消費者の新規契約の締結を妨げ、当該市場の競争を減殺している。

しかし、無償配管の問題は、対消費者の關係にのみ存在するのではなく、むしろ対建築業者等の關係に問題があり、その結果として対消費者の關係にも問題が生じているとみることもできる。LPガス販売業者が主張するところの何十万もの価値を持つ両設備、給湯器を無償で提供させ、それをもって、建築業者等が住宅購入者等に対しそれらの代金を含まずに販売すること自体が独禁法上問題である。

IV 無償配管の消費者契約法上の問題点

無償配管に伴い消費者と締結される契約に挿入されている、LPガス販売業者が供給契約解約時に主張するところの停止条件付売買条項ないし利害調整条項は、それが仮に成立していたとしても、消費者契約法に基づき無効となる可能性がある。

上記の事件と同様に、住宅引渡時に重要事項説明書に無償配管に関する説明はなく、その後LPガス販売業者と住宅購入者消費者との間で供給契約が締結され、解約に至った事件について、LPガス販売業者は上記と同様の主張を行ったが、それに対し消費者側は当該条項の契約としての成立を争い、また付合ないし善意取得を理由とした当該契約の原始的不能、錯誤による無効を主張した事件がある⁵¹。

その際、消費者側はあわせて、当該条項が消費者契約法9条1号に基

51 さいたま地裁平成17年3月25日判決・判例集未搭載

づき無効である旨の主張を行っている。その理由として、①当該条項は、LPガス販売契約の解除に伴う損害賠償の額の予定であり、②9条1号はLPガス供給契約の類型において合理的な算出根拠に基づき算定された平均的な損害のみが請求できる損害賠償額であり、③仮にLPガス販売業者が請求する消費設備の時価相当額の損害を被るとしても、これはLPガス販売業者が消費設備を建物に付合したことによって生ずる損害であり、LPガス供給契約の中途解約と相当因果関係のある損害ではなく、したがって、消費設備の時価相当額の損害は、9条1号でいうところの平均的な損害に含まれない、ということ挙げた。裁判所はこれを認め、停止条件付売買ないし利害調整に関する合意が成立していないとするとともに、当該条項は損害賠償額の予定を合意したものと認められるが、消費者契約法9条1号に基づき、上記の主張にあるようにLPガス供給契約の解除とLPガス販売業者に生ずる損害との間に相当因果関係はなく、その他LPガス供給契約の類型において合理的な算定根拠に基づき算定された平均的な損害の主張、立証がないことから、当該条項の無効を認めている。

この判旨の論点は、消費者契約法9条1号にいうところの「契約の解除に伴う」損害とは何かということである。この種の事件においてLPガス販売業者が主張するところの両設備、給湯器の価格はいわゆる「定価」であり、競争的な市場において形成される価格ではなく、それを理由として「平均的な損害」とは言えないと主張することも可能であるが、たとえ実際にそれだけの損害がLPガス販売業者に発生するとしても、契約の解除と損害の間に因果関係が認められない。ここでいうところの「伴う」損害とは、当該契約の解約により通常生じる損害である。判旨は、当該損害はあくまでも消費設備の建物への付合に伴って発生したものと認定し、契約の解除とは相当因果関係はないものとしている。

このように、この事件では、消費者側、裁判所とも、LPガス供給契

約の解除に伴いLPガス販売業者に発生する損害は、無償配管により発生するものであるとしている。この考え方をを用いるとすると、その他の事例においても、LPガス販売業者が供給契約解約時に主張するところの停止条件付売買条項ないし利害調整条項は無効となると考えられる。

その他、LPガス供給契約締結時における販売業者の説明がどのようになされたか、という問題につき、証明上の問題はあるが、説明がなされなかったないし虚偽の内容が説明された場合には、LPガス販売業者は消費者契約法3条1項にも違反する可能性があり、それを根拠に契約の取消を行うことも可能であり⁵²、さらには4条1項1号ないし2項に基づき契約を取り消すことが可能である。

V 結 語

LPガス販売業者による無償配管は上記で検討したように、民法上、独禁法上、消費者契約法上の問題がある。

民法上の問題は、建物に固定される形で設置された両設備、給湯器が建物に付合しているか否か、付合している場合にLPガス供給契約等に挿入されている所有権留保に関する条項および清算条項の効力をいかに考えるか、また付合していないとした場合に当該条項の効力をいかに考えるかというものである。判例では、少なくとも消費設備の建物への付合を認めるものが多数であり、その場合には多くのものにおいて、当該条項の効力は錯誤無効ないし原始的不能であると判断されている。それに対し本件高裁判決は、消費設備の建物への付合を認めながら、当該条項の効力につき、企業会計上の減価償却の仕組みが存在すること、液石法および同法施行規則が無償配管を前提としていることを理由として、その有効性を認めている。上記で検討したように、民法242条は強行法

52 平成15年10月3日大津地裁判決・判例集未搭載・LEX/DB文献番号28090191

規であり、また、建物の売買契約においてLPガス販売業者への所有権の留保が明示されていない以上、当該条項の効力は認められないとするのが当然の判断であると考えられる。また、本件高裁判決は、約款の拘束力を強行法規を超えて認めるものであり、約款の拘束力を認める従来の判例から見ても疑問がある。建物の重要事項説明書、売買契約書に一切所有権留保の旨の説明がなされていない事例が多く、この場合、当然、LPガス販売業者の主張は認められない。

独禁法上の問題点は、第一には、LPガス販売業者と消費者との間について検討することが必要であり、無償配管行為それ自体および所有権留保の主張ないし清算代金の請求それぞれについて独禁法上の主張を行うことが必要である。しかし、LPガス販売業者から清算代金を請求される消費者の主張においては、多くの裁判において、単に清算代金の請求は消費者を拘束しようとして競争制限目的により提起したものであり、それが不当な取引妨害に該当するとの主張のみを行っている。しかし、上記で検討したように、無償配管および清算代金の請求は、仮に当該条項が有効である場合には、それぞれの行為ごとに、または両行為を総合的に見て、一般指定15項の要件に該当することを主張する必要がある。また、LPガス販売業者による無償配管を利用した契約締結の強制および清算代金の請求は優越的地位の濫用に該当するものである。さらには、上記では検討しなかったが、無償配管に関し、消費者に対し虚偽の説明をした場合には、証明上の問題は存在するが、ぎまんの顧客誘引に該当する行為である。したがって、裁判上、無償配管および当該条項に関し、詳細に独禁法に違反する行為であるとの主張を行い、LPガス供給契約全体ないし当該条項の無効を主張することが必要である。

第二には、LPガス販売業者と建築業者等との関係について検討することが必要である。LPガス販売業者が無償配管を行う理由は、顧客を獲得したいというLPガス販売業者の意向と、建築業者等の自らが両設

備、給湯器の代金を負担せず、なおかつ建物の代金を見かけ上安くしたいという意向が合致したところにあると思われる。しかし、両者の意向が合致しているとしても、無償配管は正常な商慣習とは言えない。LPガス販売業者は消費者に清算代金を請求する際に、消費設備のみの代金および設置費用としてさえ、数万から数十万という額を主張し、これを清算代金の算定の基礎としており、これだけの額のものをも無償で建築業者等に提供することは、独禁法の見地からは正常とは言えず、また一般的に見ても正常とは言えないであろう。両者の力関係をいかにみるかという問題はありますが、無償配管は、LPガス販売業者の行為としては不当な利益による顧客誘引に、建築業者等の行為としては優越的地位の濫用に該当する行為である。LPガス販売業者は、電力会社、都市ガス会社との間の競争から顧客数が減少する中、他のLPガス販売業者との間にも激しい競争が存在するという状況下で、顧客を獲得し、つなぎとめる手段として無償配管を用いているが、これは消費者の不利益をもたらすのみではなく、建築業者等に不当な利益を与えていると言える。また、建築業者等の大きな問題として、そのような利益を得て消費者に建物を販売する際に、代金を安くみせかけ、その際に重要事項説明書に基づく説明を行っていないということがある。

消費者契約法上の問題点は上記で検討したとおりであるが、LPガス販売業者は消費者契約法3条1項に規定されている消費者への情報提供義務を果たすべきであり、いわば「だまし討ち」のように当該条項を契約に挿入することは許されるものではない。

このように、LPガス販売業者が、供給契約解約時に、供給契約に挿入された条項を理由に両設備ないし給湯器は自らに所有権があり、当該条項は停止条件付売買契約ないし利害調整合意締結であるとする主張には、上記で検討したように、第一には、民法242条は強行法規であり、また、建物の売買契約においてLPガス販売業者への所有権の留保が明

示されていない以上、当該条項の効力は認められないと主張し、第二には仮に当該条項が有効であるとしても、それが独禁法違反ないし消費者契約法に反し、無効であると主張する必要がある。独禁法違反行為の私法上の効力については、「原則として公序良俗に判旨無効であり、当該事案において無効とことが当事者間の信義・公平、取引の安全等の観点から不相当である場合について有効」⁵³と考えられる。それに対し、岐阜信用組合事件最高裁判決⁵⁴に関し、当該行為が公序良俗に反しない限り私法上有効であるとするものと評価するものも⁵⁵あるが、この考え方に従った場合であっても、当該条項が公序良俗に反しないとは考えられないであろう。

LPガスの対消費者の小売市場は、今後オール電化を進める電力会社、都市ガス会社の導管の延長により縮小していくものと思われるが、なお多くの消費者がLPガスを利用している。消費者は、無償配管を実施したLPガス販売業者と供給契約を継続させられることにより、都市ガス等よりも一般に高い料金を支払い続けている。LPガス業界では「他社の顧客を奪うことは許されない」とする不文律が存在すると言われているが、この考え方は法律上許されないものである。業界内では、これまで無償配管を当然のごとく行いながら、手のひらを返すように別の業者が設置した設備を利用して安値で販売する行為に対して、「他人のふんどしで相撲を取る」「フリーライダー」との批判もある⁵⁶が、これまでの無償配管という取引慣行自体に法律上問題があったのであり、また、そのような慣行が存在することを理由に消費者に高額なLPガスを買わ

53 金井貴剛・川濱昇・泉水文雄『独占禁止法(第2版)』486頁・山部俊文執筆部分(2006年)

54 最高裁昭和52年6月20日判決・最高裁民事判例集31巻4号449頁

55 加藤雅信「独禁法違反行為の私法上の効力」独禁法審決・判例百選(第3版)201頁

56 上記木戸247頁

法政研究12巻1号(2007年)

せ続けることを正当化することはできない。近年一部業者が、LPガスの新規供給に当たり、消費者に対し、無償配管と配管時に消費者が配管費用を負担する有償配管の選択権を持たせ始めており⁷⁾、これがLPガス供給の正常な姿ではないかと考えられる。

本稿は、2007年度科学研究費基盤研究(C)「わが国企業の海外における事業活動と法遵守プログラム」(19530067)の成果の一部である。

57 上記木戸266頁